

【ドメイン取得代行および管理代行サービスに関する約款条項】

第1条 目的

本約款は、Who（以下「当方」という）が提供する、第3条に規定するドメイン取得代行サービスおよび第4条に規定するドメイン管理代行サービス（以下あわせて「本サービス」という）の利用を目的とする契約（以下「利用契約」という）の内容等について定める。

第2条 本サービスの利用

1. 利用者とは、本約款を承諾の上、所定の手続きに従い、本サービスを申し込み、当方が加入の申し込みを承諾した者のことをいう。この利用者には、実際のドメイン登録者（以下「登録者」という）だけでなく、利用契約申込みの代行者（以下「代行者」という）も含む。
2. 登録者が所有するドメインは、各ドメイン登録機関がそれぞれ割り当てるものであり、登録者はドメインの利用について各ドメイン登録機関が定める規定等に従わなければならない。

第3条 ドメイン取得代行サービス

1. ドメイン取得代行サービスとは、利用者の申し出に応じて、当方がインターネットにおけるドメインの登録を代行するサービスのことである。
2. ドメイン取得代行サービスで取得可能なドメインは別表の通りとする。
3. 当方は、ドメイン取得が完了した場合、利用者宛てにドメイン取得完了通知を当方の定める方法で送る。
4. 当方はドメイン取得代行サービスの完了後、引き続き第4条に規定するドメイン管理代行サービスを提供する。

第4条 ドメイン管理代行サービス

1. ドメイン管理代行サービスとは、既に取得されたドメインを継続的に利用するために必要となる管理に関する手続きを当方が代行するサービスのことである。
2. ドメイン管理代行サービスにおいて当方が管理代行を行うドメインは下記のものに限る。
 - (1) ドメイン取得代行サービスで取得し、当方のレンタルサーバーサービスを利用するドメイン。
 - (2) ドメイン取得代行サービスで取得し、当方のDNS レンタルサーバーサービスを利用するドメイン。
 - (3) ドメイン取得代行サービス以外で取得したもののうち、別表に挙げる種類のものであって、当方のレンタルサーバーサービスを利用するドメイン。
 - (4) ドメイン取得代行サービス以外で取得したもののうち、別表に挙げる種類のものであ

って、当方の DNS サーバーレンタルサービスを利用するドメイン。

3. ドメイン管理代行サービスの開始日は下記の通りとする。

(1) 当該ドメインがドメイン取得代行サービスで取得された場合は、ドメインの登録機関のデータベースに登録されているドメイン取得日。

(2) 当該ドメインが他社で取得され当方に移管された場合は、当該ドメインの移管完了日。

(3) ドメイン管理代行サービスの対象となっている当該ドメインが第三者から譲渡された場合は、当方が当該ドメインの譲渡手続完了を通知した日。

第 5 条 利用料金

1. 利用者は、本サービスの対価として、当方が別途定めるドメイン申請費、ドメイン維持費、ドメイン取得代行費、その他ドメインの維持管理にあたり必要となる費用（以下これらを一括して「利用料金」という）を支払う。

2. 当方は、第 1 項に規定される利用料金について、利用者に対する事前通知を行うことなく変更することができる。

3. 当方は、理由の如何にかかわらず、利用者が当方に支払った利用料金を原則利用者に返金しない。ただし、ドメイン取得を目的として支払われたドメイン申請費またはドメイン移管を目的として支払われたドメイン移管費は、当方がドメインを取得または移管できなかった場合には返金する。

第 6 条 利用料金の支払い

利用者は、当方が発行する請求書に記載した期日までに、利用料金および消費税の全部を当方が別途定めた方法により支払う。その際の履行費用は利用者が負担する。

第 7 条 利用契約の成立

1. 利用者は、本約款に同意して所定の手続きで申込みを行う。

2. 利用契約は、前項に定める申込みにつき、当方がこの内容を確認の上承諾したときに成立する。

3. 本サービスの利用に際し利用料金が発生する場合、当方は、利用者により利用料金が支払われたことを当方が確認した後でなければ、ドメインの取得、ドメインのレジストラ移管、または汎用 JP 指定事業者変更および移転等、本サービスの提供開始のための作業に着手しない。

第 8 条 利用契約申込み代行者を通じた登録

1. 登録者は、代行者を通じてドメインを登録する場合においても、本人として本約款に基づく一切の責任を負うことに同意するものとする。

2. 代行者は、登録者を代行して登録者のドメイン登録するために本サービスを利用する場

合には、登録者に本規約の内容を通知し承諾させたものとみなす。

第9条 第三者に対する使用許可およびドメイン管理

登録者は、代行者に対して当該ドメインの使用を許可またはドメイン管理に関する手続を委託した場合においても、当該登録者がドメインの登録者であり本約款等に基づく一切の責任を負うことに同意するものとする。なお、代行者は登録者との関係に変更が生じた場合、または、登録者は代行者との関係に変更が生じた場合には、その旨を当方に遅滞無く申し出るものとする。

第10条 個人情報の利用

1. 当方は利用者の個人情報を以下の用途で 사용할ことができる。

- (1) ドメイン登録およびSSL証明書発行等、発行団体への申請
- (2) 利用者が当方に委託した作業についての連絡
- (3) 必要書類の送付
- (4) 当方からのお知らせメール(障害時含む)、メールマガジンの配信
- (5) 利用者への請求書作成・発送委託のための代行業者への情報提供
- (6) 賞品の発送
- (7) 当方および関連会社が提供する製品・サービスについての通知
- (8) 利用者の意見調査目的でのアンケート・お知らせメール・メールマガジンの配信

2. 当方は、サポートの一環として新サービスの紹介、手続方法の変更および利用者にとって有益と判断した情報を記載した電子メールおよび郵便物等を利用者に送付することができる。ただし、利用者は当方が定める手続に従って申し出ることにより、電子メールおよび郵便物等の送付を停止することができる。

3. ドメインを取得する際にドメイン名義情報として当方に届け出た情報は、各ドメイン登録機関の登録者情報として公開情報となる事を利用者は承諾するものとする。

第11条 利用契約の有効期間

利用契約の有効期間は、利用契約成立日から、本サービスの対象となる当該ドメインの維持期限の日付までとする。

第12条 利用契約の終了

1. 利用契約は以下の事実が生じた場合、終了する。

- (1) ドメインの取得または移管を目的として第7条第1項により利用契約が成立した後、当方がドメインを取得または移管できなかった場合。
- (2) 第13条の規定に従い、当方もしくは利用者が契約の解約を行った場合。
- (3) 第14条の規定に従い、利用者がドメインの利用停止を申し出た場合。

(4) 第 17 条の規定に従い、利用者がドメインの登録更新を行わなかった場合。

(5) 利用者がドメインの譲渡を行った場合。

(6) 当該ドメインを用いてサーバーを運用するにあたり、当方のレンタルサーバー、DNS サーバーのいずれも利用せず、かつ、当方以外のサーバー・DNS サーバーのいずれかを利用することになった場合。

(7) 第 27 条の規定に従い、本サービスの提供が終了・または中止された場合。

(8) 当方と各ドメイン登録機関契約の少なくとも一つが終了する場合。

(9) 本サービスが法令、各ドメイン登録機関契約、各ドメイン登録機関のポリシー等、またはインターネット上の慣習もしくはインターネット事業者やユーザの自主的な規制に抵触し、本約款の変更によっても合理的期間内にかかる抵触を解消できないことが明らかとなった場合。

2. 利用契約が有効期間満了前に終了する場合であっても、既に支払われた第 28 条に規定の利用料金は返金されない。

第 13 条 利用契約の解約

1. 利用契約の有効期間中であっても、利用者または当方は、当方が用意した所定の用紙に基づき 1 ヶ月間の予告期間をおいた事前の解約の申し入れを相手方に対し行うことにより、利用契約を終了することができる。

2. 当方または登録者が代行者と一定期間連絡が取れない等、代行者の帰責事由により登録者の利用するドメインの更新ができなくなる等の事態が生ずるおそれがあると当方が判断した場合、当方は代行者との利用契約を終了し、登録者と利用契約を新たに締結することができる。

3. 本条における解約通知日は下記の通りとする。

(1) 利用者から解約を申し出る場合は、当方が定めた所定の用紙に解約する旨が記載された書面を当方が受領した日。

(2) 当方から解約を申し出る場合は、当方が定めた所定の用紙に解約する旨が記載された書面を登録者へ送付した日。

第 14 条 ドメインの利用停止

登録者がドメインの利用停止を希望する場合には当方の定める方法でドメイン利用停止を申し出ることができる。

第 15 条 通知原本の保存義務

1. 登録者は、当方の定める方法で当方から何らかの通知を受けた場合には、その通知の原本を保存する義務を負う。

2. 電子メールでの通知の場合、プリントアウトしたものを原本とみなす。

3. 登録者は、その通知の原本を示さなければ、その通知を受けた内容を当方に対して主張できないものとする。

第 16 条 登録者情報の更新および利用

1. 当方は、登録者に対し、登録手続の一部として一定の情報（電子メールアドレスを含む）およびこれらの更新された情報（以下「登録者情報」という）の提供を要求することがある。登録者は誤った登録者情報や不正確な登録者情報、またはあいまいな登録者情報を提供せず、登録者情報の更新を遅滞なく行う義務を負う。

2. 利用者は、第 35 条の規定に従って登録者情報が公的に利用されることに同意する。

3. 当方は、登録者情報の内容に関して、法令上の義務にもとづき所轄官庁もしくは裁判所に情報を提出することを命じられ、または情報公開に関する諸法令もしくは条例にもとづき情報の開示を請求された場合を除き、関与しない。なお、当方は警察、税関等の関係当局より捜査関係事項照会書に基づき、照会要求を受けた場合、取引情報の開示に応じることがある。

4. 利用者は、修正、更新その他の必要がある場合、当方が定める手続に従って登録者の提供した登録者情報の確認を求めることができる。

5. 当方は、利用者に対し登録者情報を確認する場合がある。その確認内容につき利用者が 15 日以内に当方に対し回答しない場合、当方は当該登録者の登録されたドメインの利用停止の措置を行うことがある。

6. 当方は、登録者情報を管理するため、または、虚偽の登録者情報の提供、不正な登録者情報へのアクセスその他の理由により登録者情報が不当に開示、改変もしくは破壊されることを防止するため、当方が必要と判断する措置を取ることがある。

7. 当方は、当方が定める内容および方法により、登録者に対し登録者情報に関する通知を行うことがあり、登録者はかかる通知がなされることにつき同意するものとする。

8. 登録者情報に登録者以外の管理者等の第三者の情報が含まれる場合、当方は、利用者に対し、当方が定める方法に従い、当該第三者の情報を求めることができる。

第 17 条 ドメイン登録更新の手続

1. 利用者は、当方が送付した請求書に従って登録更新料の支払いを行うものとし、かかる登録更新料の支払いがなされない限り、当方は各ドメイン登録機関において登録者のドメイン登録を更新しない。

2. 利用者が登録更新料を支払ってからの解約につき、当方は利用者から支払われた利用料金（登録更新料を含む）の返金をしない。

第 18 条 ドメインの登録記載事項の変更

1. 登録者はドメインの登録記載事項（Whois で表示される情報）を変更する場合、当方に

対して必要事項につき届け出なくてはならない。

2. 前項の場合、利用者は当方が定めるところに従って登録記載事項の変更手続きを行うものとし、かかる登録記載事項の変更手続きがなされない限り、当方は各ドメイン登録機関における登録を変更しない。

第 19 条 ドメインの譲渡

本サービスを利用してドメインを取得した登録者が第三者へ当該ドメインを譲渡した場合、登録者と当方との利用契約は終了し、譲り受けた第三者と当方間で利用契約が開始される。

第 20 条 ドメイン等に関わる紛争処理方針

利用者は、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、商標権等の権利侵害、ドメインを使用する権利の有無についての争いその他一切の紛争について、各ドメイン登録機関の定めた紛争処理方針に従い処理することに同意する。

第 21 条 本約款および法令等に対する利用者の違反行為

1. 利用者が本約款および各ドメイン登録機関の紛争処理方針を含む法令等に違反していることを当方が発見し、15 日以内に当該違反を是正することを求める通知をしたにもかかわらず、その期間内に必要な措置が取られない場合、当方は登録者のドメイン登録を停止できるものとする。

2. 当方は、裁判所、行政機関またはこれに準じる公的機関から、本サービスを通じて登録されまたは登録が申請されたドメインに関し、当該登録の拒否もしくは削除または利用停止等を求める判決、決定、命令、指導その他の措置を受けた場合、ただちに、ドメイン登録の拒否もしくは削除または利用停止等の措置を行うことができるものとする。

第 22 条 補償

1. 当方および各ドメイン登録機関が、本サービスに関連して何らかの損失・損害を被りまたは費用（当該ドメインの登録者によるドメインの使用に関して第三者から何らかの請求もしくは訴訟が提起された場合において、その防御のために依頼した弁護士に対する報酬や費用のうち合理的な額を含む）を負担した場合、利用者はこれらの損失・損害または費用を全額補償し、また、当方および各ドメイン登録機関に責任を負わせないように最善の努力をしなければならない。

2. 前項の補償は、各ドメイン登録機関の定めた紛争処理方針に基づいて要求される賠償・補償とは別になされるものとする。

第 23 条 秘密の保持

1. 利用契約の有効期間中か終了後であるかを問わず、当方および利用者はあらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、本約款の履行に際して知り得た相手方の販売上、技術上その他の業務上の情報を第三者に開示し、または利用契約の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知のもの
- (2) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら所有または開発していたもの
- (3) 正当な権利を有する第三者から適法に入手したもの

2. 前項の規定に違反したことにより相手方が損害を被った場合、当方あるいは利用者は当該損害を賠償する。

第 24 条 契約上の地位の承継

利用者である法人の合併(破産の原因たる事実が生じるおそれがあること、事業の継続に支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないこと等の事由による合併や事業譲渡が含まれる)により、利用者たる地位が他の法人に承継されたとき、当該地位を承継した法人は、当方に対し、速やかにその旨を申し出なければならない。

第 25 条 免責

当方の過失の有無を問わず、当方は利用者に対して次の各号に掲げる事実につき責任を負わない。

- (1) 各ドメイン登録機関の定める登録料金、登録システム、登録規則、その他の事項の変更により生じる登録手続きの遅延、登録の拒絶、その他一切の不利益。
- (2) 利用者が第 18 条の登録記載事項の変更手続きを怠り、その結果として各ドメイン登録機関によりドメイン登録を抹消されて生じる損失、損害。
- (3) ドメインの命名に関して生じた問題。
- (4) 登録者が代行者を通じて本サービスを利用した場合であって登録者と第三者との関係に変更が生じたことの申出を怠ったことにより生じた何らかの問題。
- (5) ドメインの登録手続きおよび使用に際して生じる損失、損害。
- (6) その他、利用者が当方の定めた手順に従わなかったことにより引き起こされる損失、損害。

第 26 条 責任の制限

当方が利用者に対し何らかの責任を負い賠償を行う場合、その賠償額は過去 3 年間に利用者がドメインの登録およびその維持のために当方に支払った合計金額を超えない限度とする。

第 27 条 本サービスの中止

当方は、登録者に対し事前通知をした上で本サービスを中止することができるものとする。

第 28 条 割増金

利用者が本サービスの利用料金を不当に免れた場合には、利用者は不当に免れた額に加え、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とする)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければならない。

第 29 条 費用の返金 利用者の過剰入金などにより、当方から利用者に対してサービス利用費用の返金の必要が生じた場合、利用者は当方に対し利用者の銀行口座等の情報(以下「支払い先の情報」という)を速やかに提供する。また、利用者は次の各号の内容を予め承諾する。

(1) 利用者が当方に対して支払い先の情報を提供しない、利用者の連絡先を変更したにもかかわらず当方にその旨を伝えていない等の事由により、当方が利用者に対してサービス利用費用を返金できない場合、当方は利用者に対して一切責任を負わない。

(2) 当方が利用者に対して費用を返金できない状態が入金日より1年間続いた場合、利用者はサービス利用費用の返金を受ける権利を放棄したとみなす。それ以降利用者が当方に当該費用の返金を請求したとしても当方は返金する義務を負わない。

(3) 返金の際の振込手数料については利用者の負担とする。

第 30 条 本サービスに付随するサービス全般

1. 「付随サービス」とは、本サービスに付随するサービスで、各ドメイン登録時または各ドメイン登録後に、ドメイン登録機関または当方より登録者に対して提供される機能サービスをいう。

2. 当方は、利用者に代わってドメイン登録機関に対し付随サービスの申込を行い、付随サービスの利用を行うために必要な手続等を行った登録者に対して該当する付随サービスを提供する。

第 31 条 付随サービス全般に関する当方の責任

天災等不可抗力または各ドメイン登録機関の責に帰すべき事由により各ドメインの登録機関の機能に非常事態が生じ、付随サービスを利用する登録者に損失、損害が発生した場合、当方は付随サービスを利用する登録者に対していかなる責任も負わない。

第 32 条 付随サービス全般の提供条件

1. 付随サービスを利用する登録者は、第 16 条の規定に従ってドメイン登録を更新しない場合、付随サービスも併せてドメイン登録機関により停止される。

2. 前項の場合において、付随サービスを利用する登録者に対して当方はいかなる責任も負

わない。

第 33 条 「URL・メール転送サービス」の利用に関する制約

付随サービスのうち「URL・メール転送サービス」を利用する登録者は、当該サービスの利用に際し、以下の制限に従うものとする。 1. 「URL・メール転送サービス」はドメイン取得代行サービスで取得された gTLD ドメインであって、サーバーを割り当てないドメインにのみ提供される。

2. 転送内容の制限：「URL・メール転送サービス」を利用する登録者は当該サービスを利用して以下の内容情報を提供するホームページに URL 転送を行ってはならない。違反した場合、当方は「URL・転送サービス」を予告無く停止することができる。

(1) 日本国政府・地方自治体が推奨しないポルノや暴行などに関する内容。

(2) 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する内容。

(3) インターネット上の国際社会において他人の権利を無視したインターネット上の国際マナーや道徳に反する内容。

(4) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権等の財産的権利 やプライバシー権や肖像権等の人格的権利を 侵害するおそれのある内容、または侵害する内容。

(5) 日本国政府または地方自治体が定めた法律、条例、その他すべての諸法令、諸規則に違反するような内容。

(6) 公序良俗に違反する、または第三者に不利益を与える内容。

第 34 条 本約款の変更

1. 当方は本約款の内容を利用者に対して予告なく変更することができる。利用者は本サービスの内容および条件について変更後の約款に従うことに同意するものとする。

2. 当方は変更された約款を当方のホームページ上に掲載して告知を行う。また、変更内容および条件が本サービスの基本的な事項に関わる場合、当方の定める方法で利用者に通知する。

第 35 条 本約款と法令等の関係

本約款に適用される法令、当方と各ドメイン登録機関との契約（以下「各ドメイン登録機関契約」という）および、各ドメイン登録機関が随時採用するドメインに関するポリシー、指示、指針、その他の取り決め（以下「諸規則」という）は本約款に優先する効力を有するものとし、諸規則と本約款に矛盾が存在する場合は当然に諸規則が優先して適用される。

第 36 条 本約款の優先性

本約款は利用契約締結前の一切の口頭における約束や当方と利用者との間で合意した文書に優先する。

第 37 条 準拠法

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第 38 条 裁判管轄

本約款につき紛争が生じた場合には当方の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 39 条 協議事項

本約款に定めのない事項または本約款の各条項につき疑義が生じた場合には、当方と利用者は誠意をもって協議の上解決しなければならない。

付則

この契約約款は平成 21 年 3 月 3 日から実施される。

平成 13 年 2 月 20 日制定

別表

ドメイン管理代行サービス

下表に定めたドメインについてはドメイン管理を代行するものとする。

.jp .co.jp .or.jp .ne.jp .gr.jp .com .net .org .info .biz